警察常任委員会資料

令和８年 11 月 17 日

損害賠償の額を定めることについて

１　議決事項

警察職員による公務中の交通事故に伴う損害賠償について､その額を定めること。

２　損害賠償額

1,884,936 円（全額県費支払）

３　請求者

兵庫労働局

４　交通事故の概要

(1)　発生日時

令和元年８月 17 日（土）午後５時 59 分頃

(2)　発生場所

神戸市東灘区本山北町３丁目２番 27 号先

(3)　事故当事者（年齢等は当時のもの）

ア　警察側

巡査　21 歳　男性

イ　相手方

会社員　56 歳　男性

(4)　発生状況

警察官が交通違反車両（三輪ミニカー・携帯電話使用等）を追跡のため、交番単車（普通自動二輪車）を運転して青信号の交差点を右折しようとした際、対向車線を同じく青信号で進行してきた相手方車両（普通自動二輪車）と衝突したもの。

５　今後の予定

第 377 回県議会に議案上程し、議決を経て損害賠償の額を決定する。